

泉佐個審第5号
平成17年8月1日

泉佐野市長
新田谷 修司 様

泉佐野市個人情報保護審査会
会長 松田 聡 子



個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成17年5月23日付け泉佐総総第503号で諮問のあった「電算システム再構築事業に係る電子計算機の外部結合について」に係る個人情報保護条例第7条第3項の規定による外部提供禁止の例外事項について、下記のとおり答申します。

記

審議結果 承認

付帯意見 電算業務のフルアウトソーシングを実施すると、本来市に付託され市が管理すべき住民情報が受託事業者の管理下に大量に存在することになる。このことに伴うリスクを回避し、個人情報の適正な管理を確保するため、市の責任体制並びに受託事業者及び再委託事業者等の責任を明確にした契約書及び仕様書等を厳格に作成し、適正に運用すること。

また、受託事業者が適正に個人情報を管理しているかを監査するため、専門知識を有する者で構成された附属機関等を設置するなどの監査、管理機能を構築し、必要に応じて、システムの運用状況等を審査会へ報告すること。